

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

# 福

# 島 県 報

## 目 次

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

○福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則及び福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

### 福島県規則第三十号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤 雄平

福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書中「警察署長」の下に「又は県警察本部長が知事の承認を受けて別に指定する者」を加え、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第一の一の項中「一 福島県警察本部長公舎」を「福島県警察本部長公舎」に改め、同表二の項から五の項までを削る。

### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施設管理課)

### 福島県規則第三十一号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成六年福島県規則第六号)の

一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

2 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第三号の二)とする。

2 省令第四条の四の四の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査通知書(様式第三号の三)とする。

第六条の次に次の三条を加える。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。

福島県知事

申請者住所氏名

氏名

年 月 日

①

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物  
処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 (許可番号 第 号)
※事務処理欄	

様式第3号の3 (第2条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査通知書

年 月 日

住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、  
次のとおり通知する。

福島県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 (許可番号 第 号)
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第4号 (第三画) 中「法第7条第5項第4号りに規定する」や第9条「回線が第7条  
7の次に次のように加える。

8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ  
れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問  
わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同年以上の  
支配力を有するものと認められる者を含む。  
様式第五号から様式第七号までの規定中「第9条の3第10項」や「第9条の3第11項」  
に「加え、様式第七号の次に次の四様式を加える。」  
様式第7号の2 (第6条の2関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
福島県知事	申請者	
	住所	
	氏名	印
	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般 廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添え て申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日 (認定番号 第 号)	
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な 設備に関する事 項	設備の種類及びその設 備の能力	
	△設備の位置、構造等 の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関 する計画	
熱回収の内容	熱回収施設において処	

に関する計画 類	分する一般廃棄物の種	
	熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 率		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 (許可番号 第 号)	
※事務処理欄		

(裏面)

備考	<p>※欄は記入しないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設備の種類については、ボイラー、発電機及び熱交換器の別を記入すること。</li> <li>設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出カ(キロワット)及び熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。</li> <li>△印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、「別紙の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。</li> <li>(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量並びにその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。</li> <li>(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。</li> <li>熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用並びに発電及び熱利用の併用の別を記入すること。</li> <li>熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。</li> </ol>
※手数料欄	

様式第7号の3 (第6条の2関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

福島県知事

印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</li> <li>熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止若しくは休止をした当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</li> </ol>

様式第7号の4 (第6条の3関係)

熱回収施設休止等届出書

福島県知事

年 月 日

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

熱回収施設において熱回収を行わなくなった(熱回収施設を廃止した(休止した)・休止した熱回収施設を再開した・熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をした)ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所

認定の年月日及び認定番号(年月日(認定番号第号))

熱回収を行わなくなった理由

熱回収を行わなくなった年月日

廃止(休止・再開)したとき理由(廃止・休止・再開の別)

廃止(休止・再開)の年月日

熱回収に必要な設備の変更をしたとき

変更の内容

変更の理由

※事務処理欄

備考

- ※欄は記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第7号の5 (第6条の4関係)

熱回収報告書

年 月 日

福島県知事

報告者住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 (認定番号第号)
年4月1日から	年
3月31日までの年間の熱回収率	%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。

第11条第1項第4号ハ「第9条の3第8項」や「第9条の3第9項」に定める。  
 第11条第1項第4号イ「第9条の3第7項」や「第9条の3第8項」に定める。  
 第11条第1項第4号ロ「第7条第5項第4号リに規定する」や第11条第1項第4号ハ「第7条第5項第4号リに規定する」に定める。

4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第十六号中「第4条第2項」を「第13条第2項」に改める。

様式第二十一号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

様式第二十三号中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

様式第二十六号中「損益計算書」の次に「、株式資本等変動計算書、個別注記表」を加える。

#### 附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（一般廃棄物課）